日本版 I S A (「NISA」 =-サ) について

上場株式や投資信託などから発生する配当金や譲渡益に対する税金は平成 25 年 12 月まで軽減税率が適用され 10%となっていますが、平成 26 年 1 月から本則である 20%に変更されます。

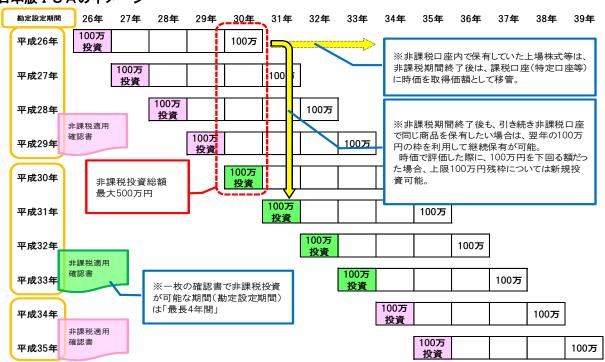
平成 26 年 1 月からは軽減税率 10%に代わる個人投資家への税制優遇策として、「日本版 I S A」が導入されます。この制度は、家計の安定的な<u>資産形成の支援</u>と経済成長に必要な<u>成長資金の供給拡大</u>の両立を図る為、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家のすそ野を拡大する狙いがあるようです。

日本版 I S A は平成 26 年から 10 年間実施されます。<u>毎年 100 万円の投資枠が設けられ、その枠内で対象の金融商品に投資した金額に対して、5 年間の配当金、譲渡益等が非課税になります。</u>

主な適用要件等

非 課 税 対 象	非課税口座内の少額上場株式等の配当、譲渡益
開 設 者	居住者等(その年の1月1日において満20歳以上である者、所得制限なし)
口座開設可能期間	平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間
保 有 期 間	最長5年間、途中譲渡可(譲渡分相当額の再投資は不可)
非課税管理勘定設定数	各年分1非課税管理勘定(勘定設定期間につき1金融商品取引業者等に限ります。)
非 課 税 投 資 額	非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の次の①及び②の金額の合計額で 100 万円が上限(未使用枠は翌年以後繰越不可) ① その年中の新規投資額 ② その口座の他の年分の非課税管理勘定から移管する上場株式等の移管日における終値に相当する金額
非課税投資総額	最大 500 万円 (100 万円×5 年間)
損 益 通 算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可

日本版ISAのイメージ



その他の注意点

- 1. 現在保有している株式や投資信託を平成 26 年 1 月以降に売却しても、非課税の対象になりません。
- 2. 現在、一般口座や特定口座に保有している株式や投資信託をISA口座(少額投資非課税口座)へ移管することはできません。
- 3. デイトレード等で頻繁に売買をする場合、投資保有額が100万円までの範囲で売買を繰り返せるということではなく、購入金額ベースで100万円までのものが非課税となります。